

※必ずお読みください

(重要) 飲食物を提供する出店者の皆様へ

現場調理を伴う飲食物を提供するお店は別途保健所への申請があります。また、現場調理はなくても、飲食物を取り扱う場合も、届出をしなければならなくなりました。

必ず下記をお読みになり、出店申込書、申請書、必要書類をすべて一括で事務局までお送り下さい。なお、すべての必要書類が届かない場合は、出店受付になりません。

A～C から該当する書類以下の (ア)～(ウ) をご用意下さい。

- (A) 現場調理がある方で、屋外での許可がない一般飲食店の方、
(ア)(ウ)を提出して下さい。但し、茨城県外の出店者、及び水戸市の営業許可書をお持ちの方は(イ)も提出して下さい。
- (B) 菓子、パン、お弁当等を扱う方(現場での調理をしないお店)
以前は書類の提出はありませんでしたが、法改正により届け出が必要になりました。
(ア)(ウ)を提出して下さい。但し、茨城県外の出店者、及び水戸市の営業許可書をお持ちの方は(イ)も提出して下さい。
商品には個包装、製造表示を必ず行って下さい。その場で加熱等する場合は(A)になります。
- (C) 移動販売、露店営業等の営業許可を持っている方
当方では特に申請いたしませんので出店申込書のみで結構です。
当日は露店営業の許可書、移動販売の許可書を当日ご持参下さい。(コピー不可)
※尚、移動販売、露店営業でも県内での許可がない場合や、販売品目などの都合上、保健所への申請をご希望される方は、一緒に申請いたしますので、(A)と同様の書類をご提出下さい。

(提出書類)

(ア) 茨城県指定の申請書【様式 2,3】

茨城県指定の書類になります。記入例に従って、ご記入をお願い致します。様式2は、見ただけでわかるような工程を細かく記載ください。保健所から指摘があった場合は、ご連絡致します。様式3は、設営場所(テント内)のみ記入願います。調理設備の他、用紙右側の設備の概要に沿って、番号も含めて、分かりやすくご記入願います。【三方幕】は必ず必要なので忘れずにご用意下さい。当日は必ず配置図通りに御用意下さい。果物、生野菜を現場で触れることはできません。

(イ) 営業許可を受けている施設(仕込み場所)の営業許可書

当日イベントは仕込み場所が無い場合は一切出店できません。

(ウ) 当日販売、調理に従事する方の検便成績書(1年以内)

当日は必ず調理師、または食品衛生者講習受講者等、有資格者を1名配置して下さい。

※書類に不備があった場合、出店受付になりませんのでご注意ください。

書類の送付先(郵送) 〒319-2102 那珂市瓜連 1243 カミスガプロジェクト事務局

(FAX) 029-229-0847

※必ず 12月25日午前10時迄に、出店申込書と一緒に送り下さい。